

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和2年度

社会福祉法人 幸友会
鶴見中央はなかご保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果（共通評価）（別紙1A）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果（内容評価）（別紙2A）

A-1 サービス内容

- A-1-（1） 全体的な計画の作成
- A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-（3） 健康管理
- A-1-（4） 食事

A-2 子育て支援

- A-2-（1） 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	鶴見中央はなかご保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	曾利田 由美子
定員(利用人数):	60名(58名)
所在地:	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央1-16-5 鶴見医師歯科医師会会館 2・3F
TEL/FAX:	TEL:045-633-8787 / FAX:045-633-8797
ホームページ:	http://hanakago.ed.jp/tsurumi_cyuou/
開設年月日:	2018年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人 幸友会

職員数	常勤/非常勤	常勤職員:19名 /非常勤職員:1名
	専門職員(名称)	園長1名、主任1名、保育士13名、看護師1名 管理栄養士1名、栄養士1名、調理師1名 事務員1名

施設・設備の概要

居室数	5保育室、医務室兼相談室、事務室、調理室、ホール
設備等	3ヶ所トイレ、職員休憩室、4ヶ所倉庫、屋上園庭、技巧台、跳び箱、ホワイトボード壁面等

③理念・基本方針

【保育理念】

家庭・地域・保育園の絆を大切にする
～一つの大きな家族でありたい～

【保育方針】

心技体を育み、子どもの個性と可能性を拓ける
(心) 優しい心・思いやる心・マナーと道徳心を育む
(技) 子どもたちの持つ様々な可能性を拓ける・就学に向けての教育基礎を育む
(体) 食育と共に健康で丈夫な体づくり・基本的生活習慣を育む

【保育目標】

- ・優しい心・思いやる心・道徳心のある子ども
- ・心身ともに健やかな子ども
- ・丈夫な体づくり
- ・基本的生活習慣やマナーを身につける
- ・就学に向けての教育基礎を学ぶ

④施設・事業所の特徴的な取組

保育方針に沿った取組

・心: たくさんの遊びと日常生活の中から思いやりとマナーを学んでいけるよう取り組んでいます。

異年齢との関わりは、手をつないで一緒に散歩に行ったり公園でルールのある遊びを行ったりして関係を築き、年齢の高い子どもが小さい子どもの意見を聞いたり困っているときは助けてあげたりと自然に思いやりの心が育まれています。

・技: 専任講師によるリズム教室(1歳児～5歳児)、体操教室、絵画造形教室(3～5歳児)を取り入れ、子どもの五感をたくさん刺激し想像力を広げ、個々の力を伸ばしています。

・体: 隣に横浜最古でもある鶴見神社、周りには緑や公園も多くあり、静かな環境でありながら遊び場所はたくさんあり、散策を楽しんでいます。

健康で丈夫な体に欠かせない「食」。栄養士が献立を作成し、完全手作り給食を提供しています。どのように食物が実り、調理され、体のどのような栄養に変化するのかを体験・体感できるような食育を行っています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日: 令和2年7月8日

訪問調査日: 令和2年11月17日・24日

評価結果確定日: 令和3年2月12日

受審回数(前回の時期)

初回(前回:平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)子どもの成長に合わせて身体能力の向上を図る

建物の構造上、園庭が無いため天気の良い日は、近隣の神社や公園へ散歩に出かけ、信号のない交差点の渡り方、歩道のない道路の歩き方など注意や交通ルール、マナーを学ぶ機会にしています。公園では、思い切り身体を使った活動をしています。

1～2歳児は、保育室にマットで作った坂道や山の上り下りや、3階のホール等へは階段を使って昇り降りを行い、身体能力の向上を図っています。3～5歳児クラスでは、週1回外部の専門講師による「体操教室」を開催し、子どもの発達に合わせた身体能力の向上に取り組んでいます。

2)保育室内の空間構成の工夫

子ども達が主体的に活動し、年齢や発達に応じて、興味や感心を持って取り組めるよう保育室内に畳、マットや机などで複数のコーナーを設け、環境を整えています。子どもの目線に合わせ、おもちゃや絵本、クレヨンやお絵かき帳などを用意し自由に選んで遊べるようにしています。

室内の環境は、子どもの興味や関心、季節など状況により見直し変更をしています。3階ホールの大型積み木を長椅子として利用し、壁面の大型ホワイトボードは、自由に絵を描いたり発想豊かに創造性をもって遊び込めるようになっています。

3)職員の保育能力向上への取り組み

園長は、鶴見中央はなかが保育園運営規程や事業計画に沿って、職員の保育能力向上に向けて、各専門・分野別リーダーのキャリアアップ研修などの外部研修や園内研修に積極的に取り組んでいます。

園内研修では、毎月担当職員がテーマを決め、研修内容決定や進行は担当職員が行い、職員間で自主的に運用できるよう工夫しています。職員が、それぞれの外部・園内研修に参加できるよう、主任・園長は勤務時間の調整を行っています。

◇改善を求められる点

1)人事評価システムを含む保育園運営に関する中期計画の策定

職員の経験や役職に応じた職員像を明確にしたキャリアパスを策定し、職員としての目標が設定出来、その目標達成度に応じた人事評価を行えるシステムを構築して、職員の人材育成の中・長期計画構築を期待します。事業運営と人材確保・育成を結び付けた中・長期計画を策定し、安定した保育園運営を期待します。

2)帳票類を最新の保育所保育指針に合わせた改定を

入園のしおり（重要事項説明書）や個人情報管理マニュアルなどに、旧保育所保育指針に基づく内容が記載されていますので、最新の内容に訂正し、園の「全体的な計画」の内容と一致することが期待されます。また、帳票類には作成年月日の未記載が散見されますので、全ての帳票類に作成年月日を明記することが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： 鶴見中央はなご保育園

コロナ禍の中、現場の保育を十分見ていただくことができない中での受審となりました。ヒアリングが中心となったため、正直不安もありました。やはり、ヒアリングでは伝えきれないことも多く、もっと現場を見ていただく時間が多かったら、という気持ちもありましたが、それでも、短い時間の中で見逃さずたくさんの良いところを見つけて頂けて安堵しています。
課題は多いですが、一つずつ職員全体で見直しながら子どもたちの為に保育して参ります。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1

I-1-1)-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

a

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

設置法人の理念、基本方針が明文化されており、職員、保護者への周知が図られています。園の理念・保育方針、保育目標は、園のしおり(重要事項説明書 令和2年度)に明記してあります。保育理念・保育方針は、鶴見中央はなご保育園運営規程や全体的な計画にも明記してあり、職員の行動規範になっています。園長は、入園説明会で園の保育理念・保育方針を園のしおりをもとに、保護者に説明しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-1)-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。

c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向や分析は、設置法人、横浜市や鶴見区が行って、園独自には行っていません。事業経営を取り巻く環境と経営状況が把握されています。
園長は、設置法人の園長会や鶴見区の園長会関連情報から、各種の策定動向や内容、保育ニーズを把握し、重要な事柄は職員会議で説明しています。園長は、保育園のコストや利用者数などの運営状況を毎月分析しています。

第三者評価結果

3 I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

園長は、保育園のコストや利用者数など運営状況や改善すべき課題などを、毎月分析・検討し、設置法人の月次報告会で報告しています。
園長は、人員不足が起こらないよう、必要時に設置法人本部に職員の増員要請を行っています。園長は、園運営状況や運営上の課題について職員に説明し、共に課題解決する迄には至っていません。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

c

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。

- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

設置法人として、経営に関する長期的な見通しは持っていますが、保育に関する理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画は、有りません。園としての年間事業計画は策定していますが、中・長期計画が未策定なので、短期的な計画となっています。中・長期計画の策定が期待されます。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、短期的な内容となっています。中・長期計画の策定され、それを反映した事業計画策定が期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は、前年度の園の自己評価、職員の自己評価から職員の意見を集約し、前年度の事業計画の評価・反省を反映して、園長と設置法人が中心となって策定しています。事業計画は、中間見直しを行い、報告書を設置法人の理事会に提出し、実施状況が定められた状況になっているか評価・分析しています。

職員周知が課題で、職員会議で職員が自由に閲覧できることを説明していますが、職員の一部に伝わっているのみで、周知徹底が期待されます。事業計画を急遽変更する場合は、職員会議で園長が説明しています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画は、保育園の運営に関する事項で、職員へ説明しています。事業計画は日々の活動に反映するもので、すべてが保護者向けの計画ではないと考えて特に説明していません。年間行事予定など保護者に対して必要な情報については、園内掲示と、年度始めのクラス懇談会で説明し、保護者への資料配布で、周知しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>
 保育理念・保育目標に基づいた全体的な計画を作成しています。これをもとに、各クラスの年間指導計画、月間指導計画を作成しています。月間指導計画に基づき、一週間単位の保育日誌を作成しています。
 各計画においては、それぞれの期末に各クラス担任が評価・反省を行い、主任(園長)が確認して、次期計画に反映する仕組みがあります。評価作業を通じて組織的にPDCAサイクルを行い、保育の質の向上に努めていますが十分機能していません。組織的に各期の評価結果を分析・検討する場を設定し、評価結果から課題を見出し、次期計画に反映して、課題改善を目指すことを期待します。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
 - ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>
 園としての自己評価結果から、職員間の連携、報連相、コミュニケーションなどに課題があることが明らかになっています。職員は、年度末に自己評価を行い、自分自身の保育を客観的に見て課題を認識しています。クラス内や職員会議などチームで話し合いから、改善計画を策定するしくみがありますが、十分機能していません。全職員の参画のもとチームで評価・分析を行い、多様な保育の見方に気付き、園としての改善計画を立案し、実行することを期待します。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

鶴見中央はなかが保育園運営規程に、「園長は保育・教育の質向上及び職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う」とあり、園長の役割と権限が明文化され、職員が自由に閲覧できます。運営規程を全職員に配付し、園長の役割・権限について職員会議等で説明し、職員に周知することを期待します。園長不在時の権限移譲についても避難確保マニュアルに明記していますが、周知が不十分です。

第三者評価結果

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

設置法人の就業規則や「保育所職員として」に、職員が遵守すべき法令、倫理について明文化されています。園長は、設置法人の園長会や鶴見区の園長会関連情報から、遵守すべき法令、他施設での不適切事例などの情報収集を行い、職員会議や朝礼などで職員に周知しています。園長は保育に関する遵守すべき法令等を把握するようしており、環境への配慮等については今後の課題となっています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、主任と共に職員が子どもの食事、運動、言葉、友達との関わりなどの発達状況を評価・分析しているか、得意、不得意な事が理解できているかを、日々の業務内容を観察して、職員個々の保育能力の現状把握に努めています。中堅職員の能力向上に取り組んでおり、中堅職員が経験の浅い職員と一緒に保育に取り組む、指導し、経験が浅い職員の能力を高められるよう指導していますが、中堅職員からの指導が不十分です。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
 - b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、人事・労務や財務、子ども数に対する職員数等の状況を常にチェックし、職員が働きやすい職場環境整備、特に職員間の配置に重点を置いて取り組んでいます。園では、設置法人の指導のもと、改善や業務効率向上に向けて組織的には対応せず、個別に対応しています。業務改善の一環として、次年度から保育のICT化に向けて、実効性を高める為に、組織内に具体的な体制構築を期待します。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材確保と育成は、設置法人本部で計画的に行っています。今年度は感染症対策として、設置法人及び園のホームページに人材確保を目指して「WEB面接」で直接園長と個別にWEB上での面接を取り入れ、学生や、遠方で働いている人やなかなか面接に行く時間のない人でも、気軽に対応できます。また、「オンライン園見学」として映像で系列3保育園の園舎内外の様子をネットワークを通じて、把握することができます。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

C

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができていない。

<コメント>

新設園でもあり、理念・基本方針にもとづいた「期待する職員像」が明確になっていません。保育園としての人材配置構成は、国及び横浜市が求めている形になっていますが、人事評価基準の経験年数を基にした形で、専門性、職務遂行能力や貢献度について評価・分析したキャリアパスを明確にして、人事評価が行われることが期待されます。キャリアパスが明確になると、職員が自らの将来の姿を描く事ができるようになり、職員の業務遂行能力向上が期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長・主任は、職員の勤怠や心身の健康状況、就業状況を把握しています。園長は、毎月職員の有給休暇の取得状況や時間外労働時間を把握しています。残業時間削減、休暇取得率向上に向けて職員のシフト勤務の調整を行っています。職場改善策は、人員配置、新規入職者へのOJTに関して、具体的な計画にまでは反映できていません。設置法人は、メンタルヘルスに関する心のサポート相談窓口を設けています。インターネットを通じたメンタルヘルサポートサイト「こころの耳」や近隣の病院を紹介しています。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
 - b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
 - c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

理念・基本方針にもとづいた「期待する職員像」が明確になっていません。職員の階層別にあるべき姿、役割と能力が示された人事評価制度に基づく人事評価マニュアルの作成が期待されます。園長は、年2回職員と個人面談を行い、日々の保育への取組みについて確認しています。職員は年度初めに「自己分析シート」で現状の自身の保育能力や今後の目標を設定したものを園長に提出し、9月に振り返りを行い、年度末に自己評価を行って、目標の達成度の分析を行っていますが、園長との面接を通じて相互確認にまでは至っていません。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

「期待する職員像」が明確になっていませんが、中堅社員を積極的にキャリアアップ研修に参加させています。理念・基本方針にもとづいた保育の内容や目標を踏まえて、園が職員に必要とされる専門技術に関する研修に参加させています。園長は、毎年園内研修の年間計画の見直しと策定を行い、各テーマ別に担当職員を決め、テーマに沿ったプログラム内容や構成、司会進行を任せ、職員自身で、考え、チームで検討・発表するなどの工夫を指導しています。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員は年度初めに「自己分析シート」で現状の自身の保育能力や今後の目標を設定したものを園長に提出し、9月に振り返りを行い、年度末に自己評価を行って、目標の達成度の分析を行っています。園長と職員との個人面談は、日々の保育内容への取組みについて確認しています。階層別・職種別に研修の機会を確保し、職員の知識や能力に応じた研修に参加できるよう日程調整しています。中堅職員が保育について経験の浅い職員と日々の業務を行いながらのOJTが不十分です。園長・主任は、中堅職員及び経験の浅い職員への指導方法の改善が期待されます。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
 - ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>
園では、主任が受入れを副主任が実習指導を担当として実習生受入れマニュアルに従って、受け入れを行っています。主任は、実習生、学校の担当教員と面談して、実習内容、実習クラス、期間等のプログラムを個別に作成し、実習を実施しています。実習期間中に学校の担当教員が来園し、実習生の保育状況を観察し、実習内容について、実習生を交えて主任、副主任と意見交換しています。主任は、実習指導の研修に参加して、指導技術を学んでいます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
 - ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

園のホームページに、理念や保育方針、園庭開放などの情報を公開しています。社会・地域に対して、園の存在意義や役割を明確にするような活動は行っていません。つるみ区子育て応援ガイドブックに園の情報を掲載し、鶴見区地域子育て支援拠点「わっくんひろば」に子育て支援情報を置いています。第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況については、個人情報保護の観点から公開すべきかを判断、決定しています。園の行事や地域への保育支援イベントの情報は、入口の掲示板で掲示しています。

第三者評価結果

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任は、設置法人の規定で明確にされ、職員等に周知されています。園における事務、経理、取引等については、設置法人指定の公認会計士によって内部監査が行われています。また園の事業、財務について、園長は、毎月月次報告会に状況を報告しています。設置法人の評議員は、事業、財務状況が適切に行われているか毎年度監査しています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

事業計画、全体的な計画において、地域子育て支援、地域連携を掲げ地域との交流を計画しています。鶴見区主催の地域育児支援イベントの幹事として職員派遣を計画していましたが、今年度は新型コロナウイルスの為、行事が中止になっています。園での、地域の子育て親子に向けて、ホール開放を秋以後、園の子どもたちと接触しない形で行っています。子どもが地域の活動に参加する際の支援体制や地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設ける取組が課題となっています。職員が鶴見区の図書館から絵本を借りて、フロアの絵本コーナーで子どもたちが自由に閲覧しています。5歳児が図書館に一人一冊借りに行く事を計画しています。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受け入れ、中学生の職場体験、小学校との交流について、「全体的な計画」で明文化しています。ボランティア受入れマニュアルを整備していますが、まだ受け入れ実績はありません。5歳児の地域での集まりや小学校訪問も、今年度はすべて中止となっていますが、運動会は、設置法人の理事の紹介を得て、下末吉小学校のグラウンドを借用して開催しています。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。

- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関等の機能や連絡方法を把握しています。鶴見区子ども家庭支援課、鶴見区福祉保健センター、横浜市中央児童相談所、横浜市東部地域療育センター、病院、小学校、などと、いつでも連絡・確認でき、共通の課題に対して協働する仕組みがあります。子ども・保護者のアフターケアに向けた地域のネットワーク化までは行っていません。園長は、設置法人の園長会や、鶴見区の園長会関連情報などから、子育てに関する情報収集をしています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、横浜市中央児童相談所など関係機関との連携しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

<コメント>

地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っています。秋以降月2回ホール開放、育児相談も電話で随時行っています。一時保育も行っています。昨年度までは、待機児童が多いという地域の福祉ニーズに合わせて一歳児向けの年度限定保育（定員8名）を行っていました。一時利用する保護者との会話や電話での育児相談などから地域の生活環境や福祉ニーズの把握に努めますが、新型コロナウイルスの為、地域の人との交流を大幅に制限している為、情報収集や保育ニーズ情報の把握は、十分できていません。

第三者評価結果

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

鶴見区や地域の子育てニーズをもとに、今年度も一時保育を積極的に受け入れてます。毎月の防災訓練では、火災発生などを想定した避難訓練、消防署の協力を得て初期消火訓練を行っています。建物を共有している法人と一緒に避難訓練を行っています。保育所が有する福祉サービスのノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組として、鶴見区主催の未就学児とその保護者向けの地域育児支援イベントに職員を派遣を計画していますが、新型コロナウイルスの為、行事が中止となっています。消防署員の指導のもとAEDの使い方、心肺蘇生法の研修を年1回行っています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育方針は、子どもを尊重した保育を掲げています。保育方針に従って全体的な計画、年間指導計画、月案、一週間単位の保育日誌を作成しています。各指導計画の期末には、職員が自己評価を行い、評価結果を園長・主任と検討して次期計画に反映しています。

園長は、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、職員会議や個人面談や自己分析シートで定期的に状況の把握・評価等を行っています。子どもたちは、性差や文化の違いを自然に受け入れており、職員も違いをそのまま受け入れ、固定的な対応をしないよう努めています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関するマニュアルは、設置法人の個人情報管理マニュアルがあります。職員は、いつでも閲覧でき内容の確認が出来ますが、記載されている保育所保育指針が、平成20年度版であり、早急に平成30年度版の内容に変更が期待されます。職員は、入職時に個人情報保護に関する研修を受け、常に意識して保育に取り組んでいます。保育室の室外に面する窓はすべてすりガラス状となっており、外から中の様子が分からないようになっています。園長は、保育中に不適切な取組みがある時は、その場で注意・指導しています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園の基本情報は、設置法人のホームページで確認出来ます。パンフレットには園の保育方針や保育目標、一日の流れ、定員数、開所時間、持物等分かりやすく説明しています。ホームページでは子ども達の元気な様子や、園の概要、保育内容、アクセス、問い合わせ方法などを掲載しています。見学希望者には、新型コロナウイルス感染拡大予防の為園見学を停止し、オンライン園見学やWEB面接に切り替えメールや電話での対応をしています。ホームページは設置法人が管理・更新しており、随時見直しを行っています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園説明会で保護者に対し、園のしおり・重要事項説明書を用いて、保育理念や保育方針、保育目標、保育内容などを説明しています。写真使用や病気やケガ、災害時の対応等具体的に説明を行いそれぞれに同意を得ています。クラス進級等による保育内容の変更は、事前に保護者懇談会や個別面談等で伝えています。外国籍の保護者等配慮が必要な人の場合、区の助成を得て翻訳機を設置し丁寧に説明をしています。特に配慮が必要な場合、行政の同席を依頼することが出来ますがルール化はされていません。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

開園3年目を迎え、現在までに途中退園する事例がなく、保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書の作成はありません。地方自治体や保護者からの要請がある場合は、個人情報保護の観点から保護者に対して口頭で伝える事にしています。卒園児や転園する子ども、保護者に対して、相談担当者や窓口を定めた文書の作成はありませんが、保育修了後もいつでも遊びに来たり相談に応じられることを口頭で伝えています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足把握の仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足把握のための仕組みが整備されていない。
 - ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握に努めている。
 - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握の目的で定期的に行われている。
 - エ 職員等が、利用者満足把握の目的で、保護者会等に出席している。
 - オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 - カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々保育の中で、職員は子ども一人ひとりの表情や活気、話し方や活動状況などその様子から健康状態や子どもの意向の把握に努め、安心して過ごせるようにしています。保護者には年2回の保育参観時のアンケート、個人面談や懇談会でも意見や要望の把握に努めています。要望等はクラス会議や職員会議で話し合っています。また、保護者による保育園の自己評価を実施し、その結果を保護者に配布し、事業報告書にも載せて公表していますが、調査の担当者などは設置せず、職員それぞれが分担して取り組んでいます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
 - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の仕組みを整備し、玄関に掲示しています。苦情受付担当責任者は主任、苦情解決責任者は園長で、第三者委員2名を設置しています。「園のしおり・重要事項説明書」に苦情相談窓口を記載し、入園説明会で説明、進級時にも「園のしおり・重要事項説明書」を配布して説明をしています。意見箱を玄関に設置し申し出し易い環境を整えています。個別の問題に関しては個々にフィードバックしていますが、全体的な課題に関しては、保護者の同意のもと懇談会等で説明しています。職員が毎年外部研修に参加し全職員が周知しています。

第三者評価結果

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

入園説明会やクラス懇談会等で、いつでも相談や意見を受ける旨を保護者には伝えています。日々、園長や主任を始めとして職員は、朝夕の送迎時には積極的に声かけをし、保護者が相談など話やすい雰囲気作りをしています。送迎時の会話や連絡帳を通して、保護者は子どもの様子や相談事を伝えることができます。相談を受ける場所は保護者が意見を述べやすいよう個室(事務室兼医務室)を用意し、プライバシーの確保に配慮しています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、送迎時や個人面談、懇談会等で保護者が意見や相談をし易い雰囲気作りを心がけ傾聴に努めています。玄関に意見箱を設置の他、定期的にアンケートを実施、保護者の意見の把握に努めています。保護者から意見や相談を受けたときは、園長、主任に報告し、対応について話し合い対策を検討し職員間で共有しています。保護者からの意見や相談については、すぐに解決や改善が出来る事と時間がかかる事を明確にして検討に時間がかかる場合は状況を説明し、内容により法人へ報告し対応しています。日常においての相談や意見を受けた際の手順は苦情対応規定に沿って行われ、規定の見直しは設置法人で対応しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
 - ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故防止、安全対策マニュアル、ヒヤリハットマニュアルを整備し職員に周知しています。リスクマネジメントに関する責任者を定め、ヒヤリハット事例の収集や事故報告の事例を基に事故原因の分析や、発生要因等話し合い事故未然防止や再発防止に繋げています。園内研修で散歩コース及びマニュアルの見直しや、看護師が外部研修「事故予防セミナー」に参加し、園内研修で報告しています。子どもが使用する遊具等はチェックリストで確認し、使用した玩具は消毒して戻しています。乳幼児に関するニュースや事故の情報を収集し職員に伝えています。安全対策の実施状況や実効性を、定期的に評価するまでには至っていません。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症予防と発生時の対応マニュアル及び厚生労働省の「保育所における感染症ガイドライン」により感染症予防対策を講じています。看護師が中心となり職員会議や園内研修で、感染症予防、嘔吐時の適切な処理、消毒の仕方、手洗い、うがいの励行、室内の温・湿度・換気の管理等、適切な環境を保つ事を伝え全職員に周知しています。手すりやドアノブ、おもちゃ等の消毒を行なうとともに、子どもに対して手洗い、うがいの励行を指導をしています。感染症の発症状況、症状、登園基準等を玄関に掲示し、保護者に周知しています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害時対応マニュアルを定め、災害発生時の対応手順を明確にしています。重要事項説明書で「災害対策について」を説明し災害別訓練方法や緊急メール配信について伝えています。鶴見川周辺の地盤沈下も考え、避難訓練計画を作成し、火災、地震、台風等を想定した避難訓練や不審者侵入訓練を実施すると共に、同じ建物内の施設と合同で消火訓練を行っています。防犯カメラを設置し、異変時は警備会社が駆けつける体制があります。クラスに常備している防災セットや防災頭巾に不備が無いが定期的に確認しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
 b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
 c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育の業務マニュアルを作成し、保育の標準的な実施方法や、子どもへの関わり方など、保育業務に関する手順が項目別に具体的に記載され、それに基づき適切に実施されています。園の運営規程、保育所職員規則、重要事項説明書に子どもの最善の利益、意思人格の尊重、プライバシーの保護について明示し職員に周知しています。全体的な計画に沿って年間指導計画、月案、週案が作製され、計画に沿った保育を実践しています。職員は日々保育内容について、ミーティングや職員会議、研修会で情報共有と確認をしています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
 b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
 c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

個別支援計画や指導計画の月案、週案は、子どもの成長、発達状況などを考慮し、カリキュラム会議で話し合い、日々の打ち合わせ、申し送り確認しながら実践しています。年間指導計画は年度末及び期中に、月間指導計画等は毎月「保育内容の評価・反省・考察」で、評価・分析見直し、次期計画に反映しています。連絡帳や登降園時の保護者との話し合いから日常的な意見も、計画に反映しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

b

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
 b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。

- ア 指導計画策定の責任者を設置している。
 イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が策定されている。
 オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 カ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園時アセスメントは、生活調査票、児童票や個人面接により生育歴や発育状態、家庭の状況等を把握しています。入園後は、一人一人の子どもの発達状況を個人別に記録し、必要により看護師、栄養士が参加して、個別指導計画を作成しています。全体的な計画を基に年間指導計画・月間指導計画及び乳児・特別な課題がある子どもの個別指導計画を作成し評価・反省を行い、次の計画へ反映しています。アセスメント等に関する協議に、保育所以外の関係者が必要に応じて参加するまでには至っていません。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画を基に、年間指導計画は年度末に担当職員と主任が参加して策定しています。月案・週案の見直しは、期末クラスごとに振り返り、見直しを行った上で次期の計画へ反映しています。計画の検討・見直しは、担当の職員間で検討を行い、主任、園長の助言や指導・確認を得て決定しています。指導計画の評価・見直しで、明らかになった課題はその都度話し合い職員会議等で情報共有し、保育の改善に活かしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。

<コメント>

指導計画に基づいて実施された保育について、子どもの発達状況や生活状況の記録を保育所が定めた統一した様式に記入しています。入園後の成長、生活の様子、発達過程や経過記録は定められた書式に記載され個別のファイルにまとめられています。子どもの成長の様子や変化を確認することが出来、1年間の振り返りや個別指導計画の見直しに繋がっています。変化や注意事項などの情報は、職員会議、カリキュラム会議、ミーティング等で報告・伝達して職員間で共有しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「個人情報管理マニュアル」が定められ、設置法人・保育園共に責任者を設置し、個人データの管理、保存、廃棄、情報提供等に関する取り扱いについて適切に管理しています。電子データ管理はパスワードを設定し、印刷された書類は鍵のかかる書庫に保管、廃棄も適正に処理・管理しています。職員は新任研修で説明を受け理解周知しています。保護者には、入園説明会で「重要事項説明書」を基に説明の上同意を得ています。保護者には毎年同意の確認を得ています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

*全ての評価細目について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

		第三者評価結果
A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、園の保育理念、保育方針、保育目標に基づいて作成しています。子どもの心身の発達状況を長期的に捉え、年齢別の保育目標を掲げ家庭や地域性を考慮して作成しています。幼児教育で育みたい資質・能力の3本柱や保育所保育指針の趣旨を年齢別に捉えて作成しています。地域の子育て支援、地域行事への参加、職員資質向上の取り組みや研修計画についても記載されています。全体的な計画は、開設当初は園長が作成し、主任、副主任が参画して作成をしています。次年度からは年度末に各クラスで担当職員が話し合い、振り返り・検討したものを園長、主任が見直し・確認してまとめ次年度の計画に反映させる予定です。全体的な計画は、各クラスの担当職員が話し合い検討していますが、職員会議等全員が揃っての話し合いはしていません。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

		第三者評価結果
A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。

c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

衛生管理マニュアル、感染症予防マニュアル、点検表を整備し、日常の衛生管理を行っています。保育室の温・湿度に注意し、加湿器付空気清浄機の設置や換気を十分行い、適切な環境が保たれています。清掃・消毒用のチェック表を作成し、チェック表を基に、沐浴設備、温水シャワー、トイレ保育室内の清掃・消毒を職員が細やかに実施し、園内は清潔に保たれています。おもちゃの消毒は、子どもが使用後は全て必ず消毒を行い、乳児トイレは使用の都度消毒し拭き取りを実行しています。午睡用寝具は特殊な素材(エアーラッセル)を使用し必要に応じて洗浄を行い、湿気がこもらないものを使用しています。各保育室内は、仕切りを使ったコーナーを設置し、畳やマットを敷いて子どもがくつろげる場所を確保しています。建物の関係上、子ども一人一人が落ち着いて過ごせる場所が少ないですが、子どもが落ち着ける環境整備に配慮しています。

第三者評価結果

A3

<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>b</p>
---	-----------------

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの発達状況や家庭環境などの違いを把握し、一人一人の子どもを受容し、子どもの個人差を大切に、子どもに応じた保育が行えるように努めています。3歳児未満は個別指導計画を作成し、その日の子どもの状況をありのままを受け入れ、ゆったりと情緒安定を図り信頼関係を大切にしています。3歳児以上は、子どもの表情や様子から、その日の状態を把握し、自分の気持ちや要求を言葉で伝えたり、友達の話聞いて一緒に遊んだり、他の子どもとの関わり方や活動が出来るようにしています。職員は子どもが集団生活の中で自分の思いを表現出来るような雰囲気作りや、否定的な言葉遣いに注意し、子どもが自分の気持ちを整理して話せるように見守り、安心出来る環境を整えるようにしています。職員は、子どもに対する話し方や言葉遣いに気をつけていますが、散歩の時や急いでいるときは、せかせる言葉などを不用意に使ってしまうことがあります。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

基本的な生活習慣を身につける取組みは、子どもの年齢や発達にあわせ保護者と連携して取り組んでいます。乳児は午睡明けに便座に座り「出たよ」「でない」など自分で伝えたり、おもちゃで遊んだ後は、保育士が声をかけ一緒に片付け、自分からやろうとしている時は見守りをしています。出来たときは沢山褒めて一緒に喜び、また「やってみよう」というやる気持ちを育てています。年長児は衣服の着脱や遊んだ後の片付け、日常での手洗い、うがい、歯磨きなどの大切さを、意識してできるよう見守っています。友達に声をかけたり手伝うなど、周囲を意識し集団生活における、基本的な生活習慣や人を思いやる心を育て、子どもが自信を持てるように働きかけをしています。天候や一人ひとりの子どもの状態に応じ、活動と休息のバランスを図っていますが、一斉活動になってしまうこともあります。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子ども達が主体的に活動し、年齢や発達に応じて、興味や関心を持って取り組めるよう保育室内にいくつかのコーナーを設け環境を整えています。子どもの目線に合わせ、おもちゃや絵本、クレヨンやお絵かき帳などを用意し自由に選んで遊べるようにしています。室内の環境は、子どもの興味や関心、季節など状況により見直し変更をしています。園庭が無いため天気の良い日は近隣の神社や公園へ出かけ、信号のない交差点の渡り方、歩道のない道路の歩き方など注意や交通ルール、マナーを学ぶ機会にしています。地域の消防署を訪問し消防車を見せてもらったりいろいろな話を聞いています。公園では、地域の保育園の子ども同士と一緒に遊び思い切り身体を使った活動をしています。近隣には大、小多くの公園があり、散歩を、多く採り入れ自然の中で、蝉や木の実を観察して、四季の変化を体験しています。地域住民との交流が少なく課題としています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

C

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児は利用していません、保育を行っていません。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。

- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

年齢別指導計画を作成し適切な環境や保育内容、方法に配慮しています。この年齢の子ども達の特性や、安全性に配慮して子どものやりたい気持ちを大切にしています。個々の発達に合わせた話し方や対応の仕方、子どもが自分の考えを表現出来るように支援し、自分でやろうとしているときは見守りをして、出来たときは共に喜び、次の意欲を引き出せるようにしています。子どもの自我の育ちを見守り、友達との関わり方に対し、状況により仲立ちするようにしています。1歳児は、発達に合わせて手作りおもちゃも多く取り入れています。日常的に朝・夕は合同保育を実施し、異年齢児の交流保育の機会も多く取り入れ、散歩の時の手のつなぎ方や年長児が車道側を歩くなど自然に身に付くようにしています。合同保育や給食の時には、看護師や調理員も参加し多くの人との関わりがあります。保護者とは、毎日送迎時や連絡帳を通し子どもの状況を話し合い、家庭と連携し日々の保育を行っています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳児は、友だちの遊びを見て真似をしたり、イメージを共有しゲームや興味ある遊びを、相手を意識して遊び、集団遊びの中で決まりがあることを知り、片づけなどを自分で考えて行動しようとする気持ちや友達との関係を深め意欲的に活動しようとする気持ちを育てています。4歳児は、自分の思いを言葉で伝えたり、相手の思いを聞いて受け入れたりしながら、自分も大切、友達も大切と、友達とのつながりを深め、一緒に遊んだり活動する楽しさを感じられるようにしています。5歳児は友達と意見を出し合い相談したり合意を図ったりしながら、友達と協力して遊びを楽しんだり、みんなで一つの事を最後までやり遂げ達成感を感じられるようにしています。遊びや生活の中で積極的に役割を見つけお互いに自己を発揮し認め合いながら、集団生活の中で充実感を感じられるようにしていますが、本年度は自主性や自発性を養う戸外活動が少なめになっています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮していませんが、障害のある子どもが安心して過ごせるように保育環境の工夫を行い、子どもの状況や発達に合わせた保育を実施しています。子どもの特性に配慮した個別指導計画を作成し、クラスの指導計画にも個別配慮として記載しています。療育センターと連携し、巡回訪問を受け相談や必要に応じた助言を受けています。保護者と連携を密にし送迎時や連絡帳で子どもの様子を伝え合い、一日の流れなどを、絵やカードで時系列に掲示して、よりよい支援・援助が行え、成長につながるよう取り組んでいます。本人の体調等により友達と一緒に集団で過ごしたり、個別に対応したり安心して過ごせるようにしています。クラスの子どもたちは、障害の有無に関わらずお互いに、自然体で接しています。保育室は2・3階で室内はバリアフリーで、エレベーターが設置されていますが給食の搬入に使用のため子どもは日常階段を使用しています。保護者へは入園時に重要事項を通して説明をしています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。

- オ 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

長時間にわたる保育では、子どもの体調や人数など様子を見ながら、身体を動かして遊んだり、静かに過ごせる環境を設け、乳児は保育者の膝の中で本を読んでもらったり、活動内容は柔軟に対応しています。子どもの状態に応じて、子どものペースで過ごせるように保育室の畳やマットのコーナーを利用し、分かれて遊んだりくつろげるようにしています。異年齢同士の関わりを大切にしながら、安全に配慮して環境や保育の方法を工夫し居心地良く過ごせるようにしています。保育時間の長い子どもには夕食に支障のない程度の補食の提供を行っています。子どもの生活の様子について連続性が保たれるように朝・夕の受け入れ時からお迎えの時間までの伝達を「引継メモ」に残し重要なことは日誌に記入し、職員は一人ひとりの子どもの状況を把握し担任以外でも保護者に伝達できる体制をとっています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画の中に小学校との連携・接続として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」「幼児教育で育みたい資質・能力」を掲げ、これに基づいて5歳児の年間指導計画の中に就学に向けての保育活動が明示されています。年間指導計画の中で、5歳児は1月から文字や数などを遊びに取り入れる事になっています。また 小学校進学を意識した取り組みを年明けから予定し、午睡の中止、階段の昇降時に手すりを使わない、トイレ使用時にロックをするなどを盛り込み保護者にも伝えていきます。小学校との交流会を年4回開催し、給食交流会や遊びの交流会、校内見学の場を設けています。地域の幼保小連絡会や研修会に園長、年長の担任が出席し、意見交換や情報共有をしています。2月に保護者懇談会を開催し修学に向けた説明をしています。「保育所児童保育要録」は5歳児クラス担任が作成、主任、園長が見直して確認し小学校へ提出しています。保育士等と小学校教員との合同研修を開催しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

「健康に関するマニュアル」、年間保健計画、健康台帳を作成し、看護師が中心となって子どもの健康管理と保健指導をしています。入園時の重要事項説明書にも健康管理、感染症等に関する注意事項を記載し保護者に伝えています。入園時のアセスメントシートや面談で子どもの健康状態を把握し、児童票に記入しています。朝の受け入れ時に、子どもの表情や様子の視診と、保護者からの情報で子どもの健康状態を把握し職員間で共有をしています。保育中の体調不良や怪我は、記録して引継をし保護者へ連絡し全職員が把握しています。1歳児は午睡時にバイタルチェックとSIDSは10分毎に確認しています。また、怪我があった際にはすぐに園長・主任に報告し、対処方法を検討・対応しています。保護者には、毎月ほけん便りを発行し、園の健康に関する方針や取り組みを伝え、年度末には保護者に対し健康台帳内容の記載漏れが無いかなど再確認をしてもらっています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

園児の健康管理として、毎月の身体計測と年2回の内科・歯科検診、尿検査は幼児のみ年1回、視聴覚検査は3歳児のみ年1回を実施し、結果は、健康台帳に記録しています。健康診断、歯科健診等の結果はその日のうちに看護師から担任へ伝え、保護者にもその日のうちに伝えると共に、ミーティングや職員会議で情報を共有し、保育に反映しています。健診結果は次の保健計画へ反映しています。健診結果の内容に応じては、看護師が直接保護者に連絡して通院治療につなげ、その後保護者と連携し経過観察の状況を記録に残しています。

歯磨きの大切さについて分かりやすく説明し、丈夫な歯で良く噛み、美味しく食べるためにも、歯磨きの大切さを伝えています。季節に合わせた保健計画や内容、留意点を、保護者にも連絡し子ども達の健康管理に繋げています。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生省・横浜市)を基に、「アレルギー対応マニュアル」を整備し、子どもへの適切な対応を行っています。食物アレルギー疾患のある子どもの確認は、入園前の面接や入園説明会に於いて重要事項説明書により保護者に十分説明し、医師による「診断書」「生活管理表」「主治医の意見書」等の提出を求め、これに基づいて食事の除去対応を行い、保護者にも献立表を用いた「除去食」の確認をしています。給食では、食物アレルギー児専用テーブル、トレー、食器を分け、名札を付けて食事を提供しています。給食の配膳時に調理員、保育士が連携し、声出し、指差し確認を給食室、保育室で行いダブルチェックをしています。食物アレルギー疾患のある子どもの食事中には、職員が一人ついて対応しています。慢性疾患のある子どもの状況は看護師が確認し全職員が把握しています。看護師を講師に内部研修を実施していますが今後さらに深めた勉強会を望む声がありました。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食に関する豊かな経験ができるよう、栄養士による食育計画を作成し、毎月年齢別に目標を立てて取り組んでいます。食育計画は季節の野菜を知り、クッキングを取り入れた楽しいものになっています。食育活動は、散歩など園外保育の際に季節の野菜や果物の名前を知り、給食時に食材や献立名を説明しています。野菜栽培は、建物の構造上、水耕栽培で行い、子どもたちは育てた野菜を見たり、クッキングを体験し、食に対する関心を深められるようにしています。2歳からクッキングに参加し体験を楽しんでいます。給食は陶器の食器を使用し、持ったときの感触や大切に扱うことを学んでいます。子どもが食べられる量の盛り付けをし無理強いせず、完食した時の達成感を味わえるようにしています。年齢により、食事マナーやスプーンの持ち方、箸の使い方が出来るようにしています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子ども食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>
 季節感を大切に旬の食材を使い、季節の行事に合わせた献立を取り入れています
 栄養士、調理員は、各クラスの喫食状況を見て回り、子どもたちの話や感想を聞き、残食量を把握し記録しています。献立は2週間のサイクルメニューを取り入れ、喫食状況に合わせて材料の大きさ、味付けなど工夫しています。給食会議を、栄養士、園長、主任、職員、看護師等が参加して毎月開催し、喫食状況の記録を検討し、検討結果は次回の献立や調理に反映しています。食材の大きさや硬さ、味付けを見直し改善につなげています。「日常の衛生管理マニュアル」「調理業務マニュアル」により調理室の衛生管理が適正に行われています。子どもたちの嗜好調査を行い献立に反映して欲しいという声がありました。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>
 2歳児クラスまでの子どもには、複写式の連絡帳でその日の子どもの様子を保護者に伝えています。保護者からは、朝食の内容、睡眠時間の報告を受け、口頭でも確認しています。幼児クラスは、連絡ボードに記してクラスの様子を伝えています。幼児クラスでは、毎日の様子はシール帳と口頭で確認しています。
 次年度からのICT化にそなえ、この夏からはWEBアプリ上での連絡と掲示板でのお知らせを導入しています。例年クラス懇談会、個人面談の他、年2回の保育参観(参加)を開催して、保護者に保育の意図や内容について理解を得る工夫をしています。今年度は感染症対策で中止となったため、各クラス年齢ごとの育みについての手紙を配ったり、保育ドキュメンテーションを掲示したりして対応しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

園長・職員は、保護者との会話や行動に関心を持ち、日々の声かけや挨拶、個人面談や保育参観を開催して、保護者と信頼関係が築けるようにしています。急な利用時間変更への対応に一部の保護者から理解を得ていません。個人面談時には、子どもの様子だけでなく保護者自身の状況を確認し、記録しています。個人面談は、随時対応できる体制があります。保護者からの相談で職員が対応できない時は、園長・主任が加わって対応し、内容を記録しています。内容によっては、管理栄養士や看護師が加わって対応しています。園長、主任は、登園時に子どもと保護者の様子から、保護者に「食」特に朝食の大切さを伝えて、園と保護者で子育てを行えることが大切であることを伝えていきます。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。

- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。鶴見中央はなご保育園運営規程及び、「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」で、職員の虐待禁止及び児童虐待防止法遵守に従っています。朝の受入れ時の親子の様子、着替え、表情や態度などを観察して、子どもたちへの虐待の兆候を見逃さないようにしています。子どものアザやケガを見つけた際は、保護者に理由を確認するほか、主任、園長、看護師に報告しています。必要によっては状況を写真で記録し、関係機関に連絡する体制があります。保護者の表情や子どもとの関わりも観察し、声掛けをして予防的に保護者の精神面を支援しています。横浜市中央児童相談所等の関係機関とは密接な連携を図っています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。職員は、1週間単位の保育日誌、月案、年間指導計画の各期末にクラス担当者間で話し合って自己評価を行い、園長・主任の確認・評価結果を次期の計画に反映しています。職員は、年度初めに「自己分析シート」で年間目標、研修計画などを決め園長に提出して、目標に向かって自己研鑽し、9月の振り返りで保育実践の振り返りを行い保育能力の向上に努めています。園長は、職員との個人面談を年2回行い、保育実践内容の確認を行っています。保育士を含めた常勤職員全員が、職域別自己評価(年間の振り返り)を行い、保育所全体の自己評価につなげています。保育士等の自己評価を基に、お互いの学び合う機会がありません。職員相互間でお互いの保育能力について学び合いに結び付く仕組みが期待されます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL : 0466-29-9430 FAX : 0466-29-2323